

# 今、同和(部落)問題は?

「被差別部落」や「被差別部落出身者」は存在しません

## ■かつて重大な社会問題であった

部落問題は、1965年に同和対策審議会答申が出された当時、「日本における深刻にして重大な社会問題の一つ」と言わされてきました。1969年には同和対策事業特別措置法が制定・施行されました。

## ■格差が解消され、解決の時代へ

その結果、以来33年間にわたって16兆円もの対策事業が実施され、住環境、教育問題、就労や仕事などの格差は解消しました。同時に憲法に基づく国民の人権意識の広がりにより、自由な結婚や社会的交流が進み、今では社会問題としての部落問題は解決するに至っています。残された問題については、法律や条例によるのではなく、市民間の話し合いによって解決できる時代を迎えています。2002年には同和対策事業特別措置法は廃止されました。

## column 「部落差別解消推進法」制定の背景は?

2016年12月に成立した「部落差別の解消に関する法律」は、政府による提案ではありません。2002年の「同和に関する法律」廃止の時点で、すでに部落問題は解決済みの考えを示していたからです。この部落差別解消推進法は議員立法として提案され、それを主導したのは自民党の二階俊博氏でした。制定の背景には、自民党の憲法草案が色濃く反映されています。憲法第97条を削除し、憲法12条に「権利には責任及び義務が伴う」「公益及び公の秩序に反してはならない」を挿入しています。

つまりは人権を義務や国民の心がけにすり替える政策がこの法の制定によって仕組まれているのです。政府は人権問題が生じているのは、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこととし、人権問題を国民の理解や態度、つまり心がけの問題としています。

その解決の  
現状  
到達点



## 人権問題の解決は、「意識改革」ではできません

市民に責務を負わせるのは法のあり方として成り立ちません

ところが、この実態を無視して2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が議員立法として制定されました。

## ■行政がおこなうべきことは?

同和対策事業特別措置法の廃止により現在では同和地区(被差別部落)やその出身者等は存在しません。しかし、この条例では、ことさらに被差別部落出身者という用語を使用しています。これは市民に同和地区(被差別部落)があるという誤った認識や偏見を植えつけ、部落問題解決を遅らせることになります。今、市がおこなうべきことは同和行政の終結を宣言し、被差別部落や被差別部落出身者は存在しないと市民に広く人権教育や人権啓発をおこなうことです。この点から見ても、現在の市の人権教育や人権啓発は誤っています。



ます。憲法で定められている「内心の自由」を侵すことになりかねません。

人権文化いきづくり条例(骨子案)では、市民の責務として次のように示されています。

ア 市民は人権意識の高揚に努めるとともに、他者の人権を尊重しなければなりません。

イ 市民は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければなりません。

## column インターネットの「差別的な書き込み」経過の道筋

部落問題に関する「差別的な書き込み」を、行政や一部運動団体が市民の意識と結びつけ、問題視していますがこれは正しくありません。インターネットにおける人権侵害の書き込みについては、「部落問題」に限らず、一握りの悪質な「意図的な行為」です。国民の「行動や態度」に歪曲して結び付けるのは誤りです。それをなくすの

は、国や自治体や法務省関係機関の責任です。定期的なモニタリングの実施とプロバイダ責任制限法で対処することで対応すべきです。プロバイダや管理者へ削除要請する一方、悪質な書き込み等は法務局や警察等との連携を図り書いた人を判明させ事象によっては民事・刑事事件として告発することで解決可能です。

多様性を認め合い、一人ひとりが輝いて生きることができる社会をめざす時代がきています。党議員団は、本当に差別のない誰もが生きやすい社会を実現するためには、このような理念条例よりも市民の命とくらしを支える施策を充実すべきと考えます。

